

通 達

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

介護職等処遇改善加算（令和8年4月から令和9年3月）について、令和8年度介護職員等処遇改善計画（令和8年6月から令和9年5月）を下記のとおりとします。

1. 対象者 指定介護保険事業所の介護職員
2. 期 間 令和8年6月から令和9年5月まで
3. 介護職員等処遇改善手当（毎月支払い分）について

介護職員等処遇改善手当として、下記の金額を支払う。

①介護職員である社員

・令和8年6月から 46,000 円/月 （前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る）

②居宅介護支援事業所のケアマネージャー（週20時間以上勤務する職員に限る）

・令和8年6月から 12,000 円/月 （前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る）

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。（3ヶ月に1度見直し予定）

4. 令和8年度賃金改善計画

【収入】		(単位:千円)
処遇改善加算見込額	267,838 千円	
【支出】		
① 基本給（昇給時の昇給額（累積）の年額）	21,600 千円	
② 処遇改善手当（毎月支給分）	133,344 千円	
③ 処遇改善手当（賞与時支給分）	63,000 千円	
④ キャリアアップ手当（毎月支給分）	1,170 千円	
⑤ 夜勤・ナイト手当増額分	11,532 千円	
⑥ ユニットリーダー手当等役職手当増額分	2,688 千円	
⑦ 社会保険料等法人負担分	35,000 千円	
賃金改善所要見込額合計	268,334 千円	
【収支差額】	-496 千円	

5. その他

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ・5 S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
- ・各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

令和8年4月15日

社会福祉法人 一燈会 理事長 山室 淳 印略